

答 申 書
(答申第126号)
平成23年1月26日

1 審査会の結論

北海道道南地域並行在来線対策協議会幹事会配付資料のうち、異議申立てのあった別紙2の「非開示部分」欄に掲げる各部分を非開示としたことは、妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨
(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

ア 本件諮問事案に係る開示請求(以下「本件開示請求」という。)の内容は、「北海道道南地域並行在来線対策協議会本会議及び幹事会(これまでに開催分)配付資料、議事録(又は復命書等)全部」である。

イ 北海道知事(以下「実施機関」という。)は、本件開示請求に対して別紙1に掲げる公文書を対象公文書(以下「本件公文書」という。)と特定した。

(2) 本件諮問事案における審議について

実施機関は、本件公文書の一部が北海道情報公開条例(平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。)第10条第1項第2号に規定する非開示情報(以下「2号情報」という。)、同項第5号に規定する非開示情報(以下「5号情報」という。)及び同項第6号に規定する非開示情報(以下「6号情報」という。)に該当するとして一部開示決定処分(以下「本件処分」という。)を行った。

異議申立人は、本件処分のうち別紙2に掲げる異議申立てに係る非開示部分の処分を取り消し、開示することを求めていることから、当該非開示部分に係る処分の妥当性について判断することとする。

(3) 5号情報の該当性について

ア 情報公開条例第10条第1項第5号は、道等と国等との間における協議により、又は国等からの依頼により、実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することが当該協議又は依頼条件又は趣旨に反し、国等との協力関係が著しく損なわれることにより、当該協議又は依頼に係る事務又は事業の適正な執行に支障が生ずると認められるものについては、非開示情報に該当する旨規定している。

イ 実施機関は、本件処分のうち別紙2の(1)及び(3)アは、5号情報に該当するとして、概ね次のとおり説明する。

(ア) 「北海道道南地域並行在来線対策協議会」(以下「協議会」という。)は、平成27年度の北海道新幹線新函館(仮称)開業に伴い、経営分離される江差線(木古内～五稜郭間)沿線地域の公共交通機関の確保について検討し、その方向性を決定することを目的に設置され、道及び沿線市町で構成する協議会の中に原則非公開として設置した幹事会(以下「幹事会」という。)において、JR北海道やバス事業者などの各関係機関や、既に新幹線の開業に伴いJR各社から経営分離された並行在来線の維持・存続について、第三セクターを設立し鉄道を運行している県(以下「先行県」という。)からの情報提供の協力を得ながら協議・検討を行っている。

(イ) 異議申立ての対象となった公文書は、当幹事会で配付された資料であるが、当該非開示部分は、先行県においては公表を想定した情報ではないにもかかわらず、道と先行県との協議により開示しないことを条件に提供を受けた情報であり、これらを開示すれば、先行県との協力関係が損なわれ、今後、同様の情報提供を得ることが困難となることは明らかであり、協議会及び幹事会の協議に支障を及ぼす可能性が高いことから、開示することが当該協議に反し、国等との協力関係が

著しく損なわれることにより、当該協議の適正な執行に支障が生じる。

ウ 5号情報の「国等との間における協議により、又は国等からの依頼により、実施機関が作成し、又は取得した情報」とは、道と国等との間において、法令等に基づき、若しくは任意に行われる協議により、又は国等からの依頼、照会等により実施機関が自ら作成し、又は他から入手した情報をいうとされている。

また、「開示することが当該協議及び依頼の条件又は趣旨に反し」とは、道と国等との間における協議又は国からの依頼に際して開示しないこととする情報が特定されている場合はもとより、当該協議又は依頼の趣旨、目的、情報の内容等からその情報を開示するべきでない認められる情報を開示することをいうとされている。

さらに、「国等との協力関係が著しく損なわれることにより、当該協議又は依頼に係る事務又は事業の適正な執行に支障が生ずると認められるもの」とは、開示することにより道と国等との間における協力関係が著しく損なわれることによつて、当面又は将来にわたつて当該協議又は依頼に係る事務又は事業の適正な執行に支障が生ずると認められる情報をいうとされている。

当審査会としては、別紙2の(1)は、並行在来線経営分離後における地域住民の足を確保する方策を検討するため、既に新幹線が開業している先行県における第三セクター鉄道に係る課題等を調査し取りまとめたもので、当該調査の実施に当たっては、調査時に実施機関と先行県との間で協議を行い、事前に調査結果の公表は行わないこと、あくまでも非公開である幹事会のみを検討資料として活用することで了承・協力を得たものであり、別紙2の(3)アは、江差線において第三セクターを設立した場合、本社要員（指令システム）の体制を検討する参考事例として、先行県から情報提供された資料で、情報提供に当たっては、前述と同様に道と先行県との間で、対外的な公表は行わないとの協議を行っているものであるとする実施機関の説明からすれば、当該非開示部分は、公表を行わないことを条件に先行県との協議により取得した情報であるものと解するのが相当である。

また、異議申立ての対象となった公文書を見分したところ、当該非開示部分には先行県に係る第三セクター鉄道に係る課題等当該県においても非公開と思料される情報や第三セクターの人員体制及び人件費積算などに必要な内部管理上の情報が含まれていることから、前述した先行県との協議の趣旨からすれば、開示するべきでない認められる情報であることは否定できない。

以上のことから、実施機関が主張するとおり、当該非開示情報が一部でも開示されると、先行県との協力関係が著しく損なわれることから、今後、当幹事会での協議等を行う際に同様の情報提供を得ることが非常に困難になると解するのが相当である。

したがって、別紙2の(1)及び(3)アは、開示することが当該協議又は依頼条件又は趣旨に反し、国等との協力関係が著しく損なわれることにより、当該協議又は依頼に係る事務又は事業の適正な執行に支障が生ずると認められることから、5号情報に該当するものと判断する。

なお、実施機関は別紙2の(3)アは6号情報に該当するとも主張するが、結論は上記のとおりであり、これについての判断はするまでもない。

(4) 6号情報の該当性について

ア 情報公開条例第10条第1項第6号は、試験の問題及び採点基準、検査、取締り等の計画及び実施要領、争訟の方針、入札予定価格、用地買収計画その他の道等又は国等の事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるものは、非開示情報に該当する旨を定めている。

イ 実施機関は、本件処分のうち別紙2の(2)、(3)イ、(4)及び(5)は、6号情報に該当するとして、概ね次のとおり説明する。

(ア) 異議申立ての対象となった公文書は、幹事会で配付された資料であるが、当該

文書の別紙2の(2)及び(5)については、幹事会において江差線における代替バスの運行に関する試算を行う場合、道では、バスの運営技術上のノウハウや営業上の事項などの情報を保有しておらず、具体的な試算が出来ないため、道からの依頼に基づきバス事業者が保有するバス運行上の情報をもとに、将来的な運行を想定した試算を行い公にしないことを条件として、情報提供されたものである。

また、別紙2の(3)イ及び(4)については、協議会が鉄道運行を行っている先行県の事例を参考にしながら、実際に江差線においてかかる運行費用の試算を行い、その試算結果が、現在、江差線を運行しているJR北海道の運行経費と比較し、試算が適正かどうかの検討を行うため、JR北海道よりデータを公にしないことを条件に情報提供されたものである。

- (イ) いずれの情報も本来、一般公表を前提としているものではなく、関係機関との協議に反して開示することにより、今後、幹事会で検討している地域交通の確保方策の策定等の協議・検討を行う上で大きな影響が生じること、また、将来、協議会において決定した事項の実現を図る上で極めて重要となる関係機関との協力関係にも大きな影響が生じることが明らかである。

したがって、このことは道の事務若しくは事業の円滑な実施に重大な支障を及ぼす場合はもとより、「開示することにより、継続して行われる各種の事務若しくは事業の将来における円滑な実施を著しく困難にすることが認められるもの」に該当する。

- ウ 当審査会としては、協議会及び幹事会においては、並行在来線経営分離後における地域住民の足を確保する方策を検討する目的からすれば、JR北海道及びバス事業者から提供を受けた情報は、協議を行うに当たって欠くことができない重要な情報であると解される。

また、異議申立ての対象となった公文書を見分したところ、当該非開示部分には、JR北海道及びバス事業者が保有する運営技術上のノウハウ等や営業上の事項など、当該法人が事業活動を行う上で重要な内部管理情報が含まれていることが認められることから、当該非開示部分の情報を取得するに当たっては、情報提供したバス事業者名を含めて公開しないことを条件とされているとの実施機関の説明に、特段不合理的な点は認められない。

これらのことから、当該非開示部分は一般公表を前提としているものではなく、関係機関との協議に反して一部でも開示することにより、今後、JR北海道及びバス事業者から情報提供を受けることが著しく困難になることから、幹事会で検討している地域交通の確保方策の策定等の協議・検討を行う上で大きな影響が生じること、また、将来、協議会において決定した事項の実現を図る上で極めて重要となる関係機関との協力関係にも大きな影響が生じることが明らかであるとの実施機関の主張を否定することはできない。

したがって、当該非開示部分を開示することにより、各関係機関との協力関係が損なわれ、今後の当幹事会が行う地域交通の確保方策の策定等の協議に著しい支障が生じるため、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められることから、6号情報に該当するものと判断する。

なお、実施機関は別紙2の(2)、(3)イ、(4)及び(5)が2号情報に該当するとも主張するが、結論は上記のとおりであり、これについての判断はするまでもない。

- (5) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張については、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成22年10月21日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 諮問書の受理（諮問番号371） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書一部開示決定通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書、⑦対象公文書の写し）の提出
平成22年10月22日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新規諮問事案の報告（諮問番号371） ○ 本件諮問事案の審議を第三部に付託
平成22年11月15日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 異議申立人から意見書の提出
平成22年11月15日 （第三部会）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 異議申立人の意見陳述 ○ 審議
平成22年12月6日 （第三部会）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実施機関からの補足説明 ○ 審議
平成23年1月17日 （第三部会）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 審議
平成23年1月25日 （第52回審査会）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 答申案審議
平成23年1月26日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 答申

別紙1

第1回北海道道南地域並行在来線対策協議会議事内容 第1回北海道道南地域並行在来線対策協議会配布資料	平成17年7月21日開催
第1回北海道道南地域並行在来線対策協議会幹事会議事内容 第1回北海道道南地域並行在来線対策協議会幹事会配布資料	平成17年7月5日開催
第2回北海道道南地域並行在来線対策協議会幹事会の概要資料 第2回北海道道南地域並行在来線対策協議会幹事会配布資料	平成17年11月8日開催
第3回北海道道南地域並行在来線対策協議会幹事会の概要資料 第3回北海道道南地域並行在来線対策協議会幹事会配布資料	平成18年6月13日開催
第4回北海道道南地域並行在来線対策協議会幹事会の概要資料 第4回北海道道南地域並行在来線対策協議会幹事会配布資料	平成18年8月30日開催
第5回北海道道南地域並行在来線対策協議会幹事会議事内容 第5回北海道道南地域並行在来線対策協議会幹事会配布資料	平成18年10月13日開催
第6回北海道道南地域並行在来線対策協議会幹事会の概要資料 第6回北海道道南地域並行在来線対策協議会幹事会配布資料	平成19年2月1日開催
第7回北海道道南地域並行在来線対策協議会幹事会の概要資料 第7回北海道道南地域並行在来線対策協議会幹事会配布資料	平成19年6月26日開催
第8回北海道道南地域並行在来線対策協議会幹事会の概要資料 第8回北海道道南地域並行在来線対策協議会幹事会配布資料	平成19年10月31日開催
第9回北海道道南地域並行在来線対策協議会幹事会の概要資料 第9回北海道道南地域並行在来線対策協議会幹事会配布資料	平成20年2月19日開催
第2回北海道道南地域並行在来線対策協議会議事録 第2回北海道道南地域並行在来線対策協議会配布資料	平成20年5月8日開催
第10回北海道道南地域並行在来線対策協議会幹事会の概要資料 第10回北海道道南地域並行在来線対策協議会幹事会配布資料	平成20年8月8日開催
第11回北海道道南地域並行在来線対策協議会幹事会の概要資料 第11回北海道道南地域並行在来線対策協議会幹事会配布資料	平成20年12月17日開催
第12回北海道道南地域並行在来線対策協議会幹事会配布資料 第12回北海道道南地域並行在来線対策協議会幹事会配布資料	平成21年2月17日開催
第13回北海道道南地域並行在来線対策協議会幹事会配布資料 第13回北海道道南地域並行在来線対策協議会幹事会配布資料	平成21年3月3日開催
第3回北海道道南地域並行在来線対策協議会議事録 第3回北海道道南地域並行在来線対策協議会資料配布	平成21年5月7日開催
第14回北海道道南地域並行在来線対策協議会幹事会の概要資料 第14回北海道道南地域並行在来線対策協議会幹事会配布資料	平成21年6月5日開催
第15回北海道道南地域並行在来線対策協議会幹事会の概要資料 第15回北海道道南地域並行在来線対策協議会幹事会配布資料	平成21年8月28日開催
第16回北海道道南地域並行在来線対策協議会幹事会の概要資料 第16回北海道道南地域並行在来線対策協議会幹事会配布資料	平成21年11月20日開催
第17回北海道道南地域並行在来線対策協議会幹事会の概要資料 第17回北海道道南地域並行在来線対策協議会幹事会配布資料	平成21年12月25日開催
第18回北海道道南地域並行在来線対策協議会幹事会の概要資料 第18回北海道道南地域並行在来線対策協議会幹事会配布資料	平成22年1月29日開催
第4回北海道道南地域並行在来線対策協議会議事録 第4回北海道道南地域並行在来線対策協議会配布資料	平成22年5月14日開催

別紙 2 異議申立てに係る非開示部分

対象公文書	非開示部分	該当条項
第6回北海道道南地域並行在来線対策協議会幹事会配布資料 (平成19年2月1日開催)	(1) 第三セクター運営に係る他県事例調査結果について、各調査項目における調査結果の内容（当協議会で公開されている情報を除く）	条例第10条第1項第5号
第9回北海道道南地域並行在来線対策協議会幹事会配布資料 (平成20年2月19日開催)	(2) J R代替えバスに係る経費（初期投資編、通年編）について全部	条例第10条第1項第2号及び第6号
第15回北海道道南地域並行在来線対策協議会幹事会配布資料 (平成21年8月28日開催)	(3) 三セク会社の本社要員の体制について ア 先行県における並行在来線三セク会社のうち、I G Rいわて銀河鉄道及び肥薩おれんじの指令要員、及び本社要員の内訳	条例第10条第1項第5号及び第6号
	イ (参考) J R北海道の指令体制	条例第10条第1項第2号及び第6号
	(4) 施設保存費に係るJ Rデータとの比較検討について、J R北海道から提供されたデータ及び項目・分類区分、列車キロ補正に係るデータ及び項目	同 上
	(5) バス転換時の収支試算の結果の精査について、事業者が提供した各種データ、会社名、及びその内容が類推される情報 ア バス購入費（車両単価及び合計額含む） イ 運転手研修費 ウ 初期投資費用 エ 運営経費単価（H18～H20、3カ年平均） オ 年間運営経費（3カ年平均単価） カ 収支試算結果（H28、H37、H47、H57）	同 上